

令和7年度弘前市上下水道部合併処理浄化槽設置整備事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 弘前市上下水道事業管理者（以下「管理者」という。）は、合併処理浄化槽の設置を促進し、生活排水による公共用水域の水質汚濁を防止し、及び汚水処理普及率の向上を図るため、令和7年度予算の範囲内において、弘前市上下水道部合併処理浄化槽設置整備事業費補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付については、弘前市上下水道部補助金等交付規程（平成22年弘前市企業管理規程第13号。以下「規程」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 合併処理浄化槽 浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する浄化槽であって、次のいずれにも該当するものをいう。
 - ア 法第4条第2項の規定による構造基準に適合したものであること。
 - イ 生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率が90パーセント以上であって、放流水1リットル当たりのBOD濃度の日間平均値が20ミリグラム以下であること。
 - ウ 処理対象人員（日本産業規格「建築物の用途別による尿尿浄化槽の処理対象人員算定基準（JIS A 3302-2000）」に基づき算定する処理対象人員をいう。）が10人以下である合併処理浄化槽にあつては、合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針（平成4年10月30日付け衛浄第34号。以下「指針」という。）に適合し、かつ社団法人全国浄化槽団体連合会が実施する小型合併処理浄化槽機能保証制度（以下「機能保証制度」という。）に基づき保証登録がされているものであること。
- (2) 単独処理浄化槽 浄化槽法の一部を改正する法律（平成12年法律第106号）附則第2条に規定する既存単独処理浄化槽をいう。
- (3) 汲取便槽 汲取便所（簡易水洗式便所を含む。）に設置される、し尿等を貯留し、定期的に汲み取る方式の便槽をいう。
- (4) 住宅 一軒家の専用住宅及び延べ床面積の2分の1以上を居住の用に供する併用住宅をいう。
- (5) 店舗等 延べ床面積の2分の1超を業務の用に供する併用住宅、集合住宅並びに店舗及び事業所をいう。

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次の各号に掲げるいずれかの工事を行う事業とする。

- (1) 新設工事 住宅の新築に併せて合併処理浄化槽を新たに設置する工事をいう。
- (2) 転換工事 汲取便槽又は単独処理浄化槽を設置している住宅又は店舗等の敷地内に合併処理浄化槽を設置する工事及びこれに伴い発生する宅内配管工事（合併処理浄化槽への流入管（便所、台所、洗面所、風呂等からの排水に係るものに限る。）、ます及び住宅又は店舗等の敷地に隣接する側溝までの放流管の設置に係る工事（住宅又は店舗等の建替え、増改築等に起因する流入管又は放流管の延伸工事を除く。）をいう。以下同じ。）並びに既設の汲取便槽又は単独処理浄化槽を撤去する工事をいう。
- (3) 更新工事 既設の合併処理浄化槽を新たな合併処理浄化槽に交換し、設置する工事をいう。

(補助事業者)

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助事業者」という。）は、都市計画法（昭和43年法律第100号）第7条第3項に基づき市街化調整区域に指定されている区域であつて、下水道法（昭和33年法律第79号）第4条第1項の規定に定められた公共下水道事業計画に基づき事業計画区域に指定されている市の区域のうち、公共下水道による下水処理が開始されていないもの（以

下「補助対象区域」という。)に住宅を有し、賃借し、若しくは新築しようとする個人又は補助対象区域に店舗等を有し、若しくは賃借する個人若しくは法人のうち、補助事業を実施しようとする者であって、次の各号に掲げる要件を全て満たすものとする。

- (1) 合併処理浄化槽の設置に当たり、法第5条の規定による設置等の届出(以下「浄化槽設置届」という。)の審査又は建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項の規定による確認(以下「建築確認」という。)を受けていること。
- (2) 住宅又は店舗等を賃借している場合にあっては、補助事業を実施することについて当該住宅又は店舗等の所有者の承諾が得られていること。
- (3) 令和6年度において納付すべき個人の市県民税、固定資産税、軽自動車税(種別割)、国民健康保険料及び法人市民税(以下これらを「市税等」と総称する。)を滞納していないこと。
- (4) 過去に上下水道部の補助金を受けて設置した合併処理浄化槽の更新工事でないこと。

(補助対象経費)

第5条 補助金の交付の対象となる経費(以下「補助対象経費」という。)は、補助事業者が補助事業を実施するために必要な経費であって、次の各号に掲げるものとする。

- (1) 合併処理浄化槽の設置に要する施工費及び資材費
- (2) 宅内配管工事に要する施工費及び資材費
- (3) 既設の汲取便槽の撤去に要する施工費
- (4) 既設の単独処理浄化槽の撤去に要する施工費

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、次の各号に定める額の合計額(1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額)以内の額とする。

- (1) 前条第1号の経費の実支出額又は別表に定める基準に従い算出した額のいずれか少ない額
- (2) 前条第2号の経費の実支出額又は300,000円のいずれか少ない額
- (3) 前条第3号の経費の実支出額又は90,000円のいずれか少ない額
- (4) 前条第4号の経費の実支出額又は120,000円のいずれか少ない額

(交付申請)

第7条 規程第3条の補助金等交付申請書は、令和7年度弘前市上下水道部合併処理浄化槽設置整備事業費補助金交付申請書(様式第1号)とする。

2 前項の申請書に添付する書類は、次の各号のとおりとする。

- (1) 収支予算書(様式第2号)
- (2) 浄化槽設置承諾書(様式第3号)(住宅又は店舗等を賃借している場合)
- (3) 工事契約書の写し、見積書等補助対象経費の明細がわかる書類の写し
- (4) 法第5条第2項の期間の経過が確認できる浄化槽設置届の写し又は建築確認通知書の写し
- (5) 設置工事を監督する浄化槽設備士の免状の写し
- (6) 設置する合併処理浄化槽の付近見取図、構造図及び配置配管図
- (7) 指針に適合することを証する登録証の写し及び管理票(C票)(10人槽以下の合併処理浄化槽を設置する場合)
- (8) 機能保証制度に基づく保証登録証(10人槽以下の合併処理浄化槽を設置する場合)
- (9) 合併処理浄化槽を設置する建物の延べ床面積を確認できる書類
- (10) 既設の汲取便槽、単独処理浄化槽又は合併処理浄化槽の現況写真(新設工事以外の場合)
- (11) 令和6年度の納税証明書(市税等の納付状況の確認に同意しない場合)

3 管理者は、前項に規定する書類以外の書類の提出を求めることができる。

4 第1項の申請書の提出期限は、令和7年11月28日とする。

5 第1項の申請書を提出するに当たっては、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額(補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法(昭和63年法律第108号)の規定より仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税

法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）を減額して交付申請しなければならない。ただし、申請時において当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付の条件）

第8条 次に掲げる事項は、補助金の交付の決定を受けた場合において、規程第5条の規定により付された条件とする。

- (1) 補助事業の内容を変更し、中止し、又は廃止する場合は、あらかじめ令和7年度弘前市上下水道部合併処理浄化槽設置整備事業費補助金事業変更等承認申請書（様式第4号）を管理者に提出して、その承認を受けること。ただし、軽微な変更については、この限りでない。
- (2) 補助事業を行うために工事の施工、物品の購入等をする場合は、市内業者（市内に本店を有するものに限る。以下同じ。）に発注するものとする。
- (3) 前号の規定にかかわらず、管理者がやむを得ない理由があると認めるときは、市内業者に発注しないことができる。この場合において、補助事業者は、あらかじめ管理者に理由書（様式第5号）を提出しなければならない。
- (4) 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合は、速やかに管理者に報告して、その指示を受けること。
- (5) 補助事業により取得した財産を管理者の承認を受けて処分したことにより補助事業者に入収入があったときは、管理者の定めるところにより、当該収入の全部又は一部に相当する額を管理者に納付すること。
- (6) 補助事業者は、補助事業により設置した合併処理浄化槽の使用を開始した後3年間、法第7条及び第11条の規定による検査結果を管理者に報告すること。
- (7) 補助事業者は、補助事業により取得した合併処理浄化槽が正常に稼働するよう、当該合併処理浄化槽について、減価償却資産の耐用年数に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に定める耐用年数（以下「耐用年数」という。）を経過するまでは、法第10条第1項に規定する保守点検及び清掃を行うほか、適正な維持管理を行うこと。

（交付決定）

第9条 規程第6条の補助金等交付決定通知書は、令和7年度弘前市上下水道部合併処理浄化槽設置整備事業費補助金交付決定通知書（様式第6号）とする。

（変更等の承認）

第10条 第8条第1号の変更等承認申請書を受領したときは、その内容を審査し、前条の交付決定の変更等を承認する場合は、令和7年度弘前市上下水道部合併処理浄化槽設置整備事業費補助金事業変更等承認通知書（様式第7号）により、速やかに補助事業者へ通知するものとする。

（申請の取下げ）

第11条 規程第7条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期日として管理者が定める日は、補助金の交付決定通知書の送付を受けた日から起算して15日を経過した日とする。

（実績報告）

第12条 規程第12条の補助事業等実績報告書は、令和7年度弘前市上下水道部合併処理浄化槽設置整備事業費補助金事業完了（廃止）実績報告書（様式第8号）とする。

2 前項の報告書に添付する書類は、次のとおりとする。

- (1) 収支決算書（様式第9号）
- (2) 請求書（補助対象経費の明細が確認できるものに限る。）の写し及び領収証の写し
- (3) 工事写真
- (4) 工事完成後の配置配管図
- (5) 合併処理浄化槽の設置が適正に行われたことについて確認したことを証する書類
- (6) 合併処理浄化槽の保守点検に係る委託契約書の写し等保守点検を行うことが分かる書類
- (7) 浄化槽使用廃止届出書の写し（既設の単独処理浄化槽又は合併処理浄化槽を廃止する場合）

- 3 管理者は、前項に規定する書類以外の書類の提出を求めることができる。
- 4 第1項の報告書の提出期限は、補助事業が完了した日（第8条第1号の規定により補助事業の廃止の承認を受けたときは、当該承認を受けた日）から起算して30日を経過した日又は令和8年2月27日のいずれか早い日とする。
- 5 第1項の報告書を提出するに当たっては、補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額を減額して報告しなければならない。

（補助金の額の確定通知）

第13条 規程第13条の補助金等交付額確定通知書は、令和7年度弘前市上下水道部合併処理浄化槽設置整備事業費補助金交付額確定通知書（様式第10号）とする。

（財産の管理及び処分）

第14条 補助事業者は、補助事業により取得し、又は効用の増加した財産について台帳を設け、その保管状況を明らかにしておかなければならない。

- 2 規程第20条ただし書の管理者が定める期間は、耐用年数が経過するまでの期間とする。
- 3 規程第20条第2号の管理者が定めるものは、補助事業により取得した合併処理浄化槽とする。

（補助金の請求等）

第15条 補助金の請求は、令和7年度弘前市上下水道部合併処理浄化槽設置整備事業費補助金請求書（様式第11号）を管理者に提出して行うものとする。

- 2 補助金は、口座振替により交付する。

附 則

この要綱は、告示の日から施行する。

別表（第6条関係）

住宅等の区分	補助事業の区分	人槽区分		
		5人槽	6～7人槽	8人槽以上
住宅	転換工事	906,000円	1,104,000円	1,548,000円
	更新工事・新設工事	390,000円	474,000円	660,000円
店舗等	転換工事・更新工事	390,000円	474,000円	660,000円